

改正

平成21年3月31日告示第55号

平成31年3月29日告示第48号

令和3年8月31日告示第144号

山武市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域社会におけるふれあいのある生活を育成するため、住民が設置するコミュニティ施設を整備する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、山武市補助金等交付規則(平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。)及びこの告示に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティ施設 住民の融和並びに社会生活、文化及び教養の向上に資することを目的とし、山武市行政区等設置規則(平成18年山武市規則第19号)第2条第1項又は第2項に規定する行政区又は自治会(以下「地区団体」という。)が設置し、及び管理する施設をいう。
- (2) 建築 新築若しくは増築又は現施設の延床面積の3分の2以上の改築をいう。
- (3) 修理 修理を要する箇所が建築年月より10年以上経過し、かつ、10万円以上の経費を要する工事をいう。
- (4) 取得 既存の建築物をコミュニティ施設として購入する(購入後コミュニティ施設に改造するまでを含む。)ことをいう。
- (5) 構内舗装 コミュニティ施設敷地内に駐車場を確保するための舗装工事をいう。
- (6) 解体 建築年月が20年以上経過している既存のコミュニティ施設及び付帯物を除去し、コミュニティ施設敷地内を更地にするための工事をいう。

(補助対象及び補助基準等)

第3条 補助の対象となる事業の種目、補助基準及び補助額は、別表第1のとおりとする。

(建築又は修理計画書の提出)

第4条 第2条に掲げる事業(以下「事業」という。)を実施しようとする地区団体の代表者(以下「地区代表者」という。)は、別表第2に定める期日までに、山武市コミュニティ施設整備事

業計画書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業実施の承認）

第5条 市長は、前条に定める計画書の提出があったときはこれを審査し、第3条に規定する補助基準等に適合すると認めたときは、山武市コミュニティ施設整備事業実施承認通知書（別記第2号様式）により地区代表者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 前条の規定による承認を受けたときは、地区代表者は、別表第3に定める期日までに、山武市コミュニティ施設整備事業補助金交付申請書（別記第3号様式）により、補助金の交付を申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときはこれを審査し、補助金の交付を決定したときは山武市コミュニティ施設整備事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により地区代表者に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第8条 第5条の規定による補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- （1） 事業に係る規模及び構造等を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- （2） 事業の中止又は廃止をする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- （3） 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、直ちに市長に報告し、その指示を受けること。

2 事業を実施する場合は、千葉県福祉のまちづくり条例（平成8年千葉県条例第1号）第14条に規定する整備基準に適合させるよう努めること。

（事業変更等の承認申請）

第9条 地区代表者は、事業の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、別表第3に定める期日までに、山武市コミュニティ施設整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（事業変更等の承認）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときはこれを審査し、当該事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは山武市コミュニティ施設整備事業変更（中止・廃止）承認通知書（別記第6号様式）により地区代表者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第11条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けたときは、地区代表者は、別表第3に定める期日までに、山武市コミュニティ施設整備事業実績報告書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付請求）

第12条 補助金の交付の請求をしようとするときは、地区代表者は、別表第3に定める期日までに、山武市コミュニティ施設整備事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第13条 地区代表者が規則第17条の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、山武市コミュニティ施設整備事業補助金概算払交付請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の成東町地区公民館等建築又は修理事業補助金交付規則（平成9年成東町規則第7号）又は山武町コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱（平成15年山武町告示第20号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年告示第55号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の山武市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱（平成18年山武市告示第8号）の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の山武市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日告示第48号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

対象事業等

事業区分		基準	補助額
1 コミュニティ施設	新築・増築・取得	(1) 延床面積33m ² 以上で集会室が16m ² 以上の面積を有すること。 (2) 200万円以上の経費を要するもの	① 床面積に1m ² 当たり5万円を乗じて得た額 ② 限度額700万円以内 ただし、千葉県福祉のまちづくり条例第14条に規定する整備基準に適合する場合は、800万円以内
	改築	(1) 現施設の3分の2以上を改築する場合をいう。 (2) 200万円以上の経費を要するもの	
	修理	(1) 現施設の修理に要する経費であること。ただし、修理部分の建築年月から10年以上経過していない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。 (2) 10万円以上の経費を要するもの	① 事業費に3分の1を乗じて得た額 ② 限度額100万円以内 ただし、千葉県福祉のまちづくり条例第14条に規定する整備基準に適合する場合は、150万円以内
2 構内舗装	(1) コミュニティ施設敷地内の舗装	① 事業費に3分の1を乗じて得た額 ② 限度額30万円以内	

	に要する 経費である ること。 (2) 10万 円以上の 経費を要 するもの		
3 解体	コミュニティ施設及び敷地内付帯物の除去並びに整地に要する費用	建築年月が20年以上経過していなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。	① 事業費に4分の1を乗じて得た額 ② 限度額50万円以内

注：補助額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第4条関係）

事業区分		事業計画書の提出期限
1 コミュニティ施設	(1) 新築・増築・取得・改築	事業を開始する年度の前年度の市長が指定する日まで
	(2) 修理	修理を開始する年度の前年度の市長が指定する日まで ただし、緊急を要する場合は、市長が指定する日まで
2 構内舗装		事業を開始する年度の前年度の市長が指定する日まで
3 解体		事業を開始する年度の前年度の市長が指定する日まで

別表第3（第6条、第9条、第11条、第12条関係）

事業区分		補助金交付申請等の提出期限	
1 コミュニティ施設	(1) 新築・増築・取得・改築	① 交付申請	事業を開始する1週間前まで
		② 変更等承認申請	事業の変更等が生じた日から1週間以内
	(2) 修理	③ 実績報告 ④ 交付請求	事業完了の日から30日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い日

2 構内舗装	① 交付申請	事業を開始する1週間前まで
	② 変更等承認申請	事業の変更等が生じた日から1週間以内
	③ 実績報告	事業完了の日から30日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い日
	④ 交付請求	
3 解体	① 交付申請	事業を開始する1週間前まで
	② 変更等承認申請	事業の変更等が生じた日から1週間以内
	③ 実績報告	事業完了の日から30日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い日
	④ 交付請求	

別記

第 1 号様式 (第 4 条関係)

山武市コミュニティ施設整備事業計画書

年 月 日

(宛先)山武市長

地区団体名
 代表者 住所
 氏名

コミュニティ施設等の建築・修理事業を実施したいので、山武市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱第4条の規定により提出します。

1 コミュニティ施設整備事業計画及び地区概要

区 分	コミュニティ施設名称	建築計画場所	地区人口	利用世帯
(1) コミュニティ施設				
(2) 構内舗装				
(3) 解体				
修理計画箇所	建築年月		備考	

2 コミュニティ施設整備事業予算概要

寄附金	補助金	自主財源	その他	計
円	円	円	円	円

3 コミュニティ施設整備事業の計画概要

敷地関係	敷地総面積		m ²		
	広場面積		m ²		
	所有者 (該当に○印)		市・区・個人・その他		
	取得状況 (該当に○印)		買取・借上	決定・交渉中	
建物構造	建物構造 (該当に○印)		木造・木造簡易耐火構造・鉄筋コンクリート		
			平屋建・二階建・その他		
建築・取得関係	延床面積	新增築	改築総面積 m ²		
		取得 m ²	内訳 (既設 m ²)		
	集会室	m ²	便所	m ²	
	会議室	m ²	その他	m ²	
	台所	m ²			
修理	修理箇所	屋根・造作・建具・床・畳		修理額 円	
構内舗装	施工箇所	駐車場・その他		事業費 円	
解体	建物構造等 (該当に○印)	木造・木造簡易耐火構造・鉄筋コンクリート		事業費 円	
		平屋建・二階建・その他 ()			
		構内舗装除去・立木抜根・その他 ()			

4 事業実施予定期間

実施予定 年 月 日

完了予定 年 月 日

5 コミュニティ施設等建築予定位置を明示した略図

- 6 添付書類 (1) 見積書及び設計書
(2) その他市長が必要と認める書類

第2号様式 (第5条関係)

山武市コミュニティ施設整備事業実施承認通知書

第 号
年 月 日

地区団体名

代表者 様

山武市長



コミュニティ施設整備事業を下記のとおり承認したので、山武市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

承認する事業種目	承認する事業実施年度

第3号様式（第6条関係）

山武市コミュニティ施設整備事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)山武市長

地区団体名

代表者 住所

氏名

年度において次のとおりコミュニティ施設整備事業を実施したいので、山武市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 補助金交付申請額

事業区分		建築(取得)場所	延床面積	積算基礎	申請額
		修理箇所	修理金額		
コミュニティ施設	建築・取得		m ²	別表第1補助額の欄参照	円
	修理		円	別表第1補助額の欄参照	円
構内舗装			円	別表第1補助額の欄参照	円
解体			円	別表第1補助額の欄参照	円

2 事業実施期間

実施予定 年 月 日から

完了予定 年 月 日まで

3 添付書類 (1) 工事請負契約書(写し)

(2) 見積書及び設計書

(3) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第7条関係）

山武市コミュニティ施設整備事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

地区団体名

代表者 様

山武市長

コミュニティ施設整備事業に係る補助金を下記のとおり決定したので、山武市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

事業の名称	補助金交付決定額
	円
	円
	円

第5号様式 (第9条関係)

山武市コミュニティ施設整備事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

(宛先)山武市長

地区団体名

代表者 住所

氏名

コミュニティ施設整備事業を次のとおり変更又は中止若しくは廃止したいので、山武市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

1 変更又は中止・廃止理由

--

2 変更後事業計画

事業区分等	施設の名 称		事業 費	円
	事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
敷地関係	敷地総面積	m ²		
	所有者(該当に○ 印)	市・区・個人・その他		
	取得状況(該当に○ 印)	買収・借上	決定・交渉中	

建物構造	木造・木造簡易耐火構造・鉄筋コンクリート 平屋建・二階建・その他			
建築・取得関係	延床面積	新・増築 取得 m ²	改築総面積 m ²	
	集会所	m ²	便所	m ²
	会議室	m ²	その他 m ²	
	台所	m ²		
修理	修理箇所 コミュニティ施設	屋根・造作・建具・床・畳		修理額 円
構内舗装	施工箇所	駐車場・その他		事業費 円
解体	建物構造等	木造・木造簡易耐火構造・鉄筋コンクリート		事業費 円
		平屋建・二階建・その他 ()		
		構内舗装除去・立木抜根・その他 ()		

第6号様式（第10条関係）

山武市コミュニティ施設整備事業変更(中止・廃止)承認通知書

第 号
年 月 日

地区団体名

代表者 様

山武市長



コミュニティ施設整備事業変更又は中止若しくは廃止を下記のとおり承認したので、
山武市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

承認する事業種目	承認する事業内容

第7号様式（第11条関係）

山武市コミュニティ施設整備事業実績報告書

年 月 日

(宛先)山武市長

地区団体名

代表者 住所

氏名

年 月 日コミュニティ施設整備事業を完了したので、山武市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

1 施設の名称

2 事業の名称

3 事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

4 事業の成果

区分	構造	延床面積	左の内訳				
			集会室	会議室	台所	便所	その他
コミュニティ施設		m ²					
修理箇所							
構内舗装	施工箇所						
解体	施工箇所						

5 添付書類 (1) 建築事業収支決算書(見込書)

(2) 工事目的物引渡申出書又は売買契約書(写し)

(3) 領収書

(4) 完成写真又は引き渡し物件写真

(5) その他市長が必要と認める書類

第8号様式（第12条関係）

山武市コミュニティ施設整備事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)山武市長

地区団体名
代表者 住所
氏名



年 月 日付け第 号で額の確定のあった山武市コミュニティ施設整備事業補助金を、山武市補助金交付規則第16条の規定により、次のとおり請求いたします。

補助金請求額

円

振込先

金融機関名				銀行・農協			支店・支所	
口座番号				普通・当座			名義人	フリガナ

第9号様式（第13条関係）

山武市コミュニティ施設整備事業補助金交付概算払請求書

年 月 日

(宛先)山武市長

地区団体名

代表者 住所

氏名



年 月 日付け第 号で交付決定のありましたコミュニティ施設整備事業補助金を、下記のとおり概算払請求いたします。

記

1 補助金概算払請求額 円

(1) 補助金交付決定額 円

振込先

金融機関名			銀行・農協				支店・支所	
口座番号			普通・当座			名 義 人	フリガナ	